

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和7年4月28日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳
7番 海山 貞佳 8番 川添 誠司 9番 小林 幸男
11番 杉本 英昭 12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇
14番 中井 弘 15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴
18番 林 博子 19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

欠席委員 10番 里見 廣治 17番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

報 告

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件
- ② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 2件
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 17件
- ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 2件
- ⑤ 非農地証明願について 1件

事務局長 それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和7年4月の農業委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
事務局長より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしくをお願いします。

大西会長 はい。進行につきまして、次第に沿って始めたいと思います。
着座にて進めさせていただきます。
まず、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、11番 杉本委員さん、12番 高田委員さんをお願いいたします。
それではこれより、議案に基づき議事を進行してまいります。

 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 9件>
 ・申請番号1～9について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。
申請番号1・2番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員 9番。申請番号1・2番は同じ譲受人による案件の為、まとめて意見を述べます。
申請地は旧吉野川沿いに位置する隣接する農地です。
譲渡人はどちらも年齢的に体力に不安があり、農地の処分を検討していました。譲渡人の一人と親戚にあたる譲受人との売買の話がまとまり、2筆あわせでの申請に至りました。
譲受人は自家消費用に野菜を栽培する兼業農家です。
申請地を取得した後は、ブロッコリーや野菜類を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1・2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1・2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

- 小林委員 9番。譲受人は大麻町でブロッコリーやカリフラワーなどを栽培する認定農業者です。
申請地は大正橋のふもと付近に位置する農地で、取得後はブロッコリーを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議、お願いします。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。
- 栗田委員 1番。譲受人は大津町で甘藷と大根を栽培する認定農業者である農業法人の構成員です。
申請地は譲受人の甘藷畑と接しており、譲受人が一体的に甘藷を栽培しています。この度、正式に所有権移転する話がまとまり、現状にあわせて分筆のうえ、本申請にいたしました。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。
- 井上委員 4番。譲受人は大麻町でイチゴ栽培を行う認定新規就農者です。
申請地はこれまでも譲受人が借り受けてイチゴ栽培を行っており、この度売買の話がまとまったため本申請に至りました。
イチゴハウスの周辺にはレモンやミカンを植えており、さらに、鳴門藍住農業支援センターから指導を受けながらホオズキの栽培も開始する予定としています。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号5番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号6番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。
- 石園委員 2番。譲受人は大麻町で水稻を栽培する農家です。
申請地は譲受人の農地と通路に挟まれた細長い形をしており、譲渡人が効率的に耕作するには難しい農地でした。
譲受人の農地と一体的に耕作すれば農地の効率的な利用が出来るため、このたび売買となりました。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号6番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号7番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。
- 事務局係長 地元委員さんから欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。
譲受人は大津町を中心にレンコンなどを栽培する農家です。本人の農作業経験は浅いですが、認定農業者の親元での農作業に努めています。
譲渡人は人員的にも年齢的にも農業を営むのが難しくなり、農地を譲る先を探していたところ、譲受人との話がまとまり本申請にいたしました。
申請地はこれまでもレンコンが栽培されており、取得した後も継続して栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号7番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号7番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号8番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。
- 井上委員 4番。譲受人は大麻町でブロッコリーや桃などを栽培している農家です。
申請地はこれまでも譲受人が桃を栽培しており、このたび売買の話がまとまったため本申請に至りました。

取得後は桃の木を新植し、栽培を続ける計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号8番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号8番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号9番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

栗田委員 1番。譲受人は天津町で甘藷と大根を栽培する認定農業者の世帯員です。
譲渡人は農業をする人がおらず、農地を譲る先を探していたところ、これまで耕作してくれていた譲受人との話がまとまり本申請にいたしました。
申請地はこれまでも甘藷が栽培されており、取得した後も継続して栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号9番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号9番については原案どおり許可といたします。
以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括しての説明を求めます。

事務局係長 <2. 報告事項 27件>
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 2件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) 17件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) 2件
⑤ 非農地証明願について 1件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

竹村委員 報告事項についてではなく、他の事について聞きたいのですが。

大西会長 その他でお願いいたします。

無いようでございますので、『議案第2号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、ご質問等ございませんか。竹村委員。

竹村委員 白地の農地の場合、ミカンの木を植えていれば4・5年後には宅地になりますか。

事務局次長 農用地区域外の農地を宅地にしたいという事ですか。

竹村委員 はい。宅地にしたいので聞いてほしいと頼まれています。

事務局次長 ミカンの栽培は果樹栽培なので、農業として活用していることになりますので、植えていても宅地にはなりません。

大西会長 農地のままという事ですね。

事務局次長 はい。農地のままです。

竹村委員 白地であれば、宅地にしやすいことについてはその通りですか。

事務局次長 青地の場合は市の方でも優良農地となっておりますので除外から始めないといけません。そういう手続き部分に関しましては、白地の方が少ないというところはあると思います。

ただし、場所によっては土地改良区等農業関係機関との兼ね合いもあり、全部できるという事ではありませんので、その部分にご留意いただければと思います。

大西会長 他にありますか。
事務局、何かございませんか。

事務局 ありません。

大西会長 無いようでございますので、これをもちまして令和7年4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時30分
令和7年4月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 杉本 英昭

議事録署名者 高田 吉敏